

吉見病院 介護医療院 介護医療院施設サービス

利用契約書

甲（入所者）

乙（事業者） 医療法人社団 秀林会 吉見病院

医療法人社団 秀林会 吉見病院が運営する「吉見病院 介護医療院」（以下、本施設）の施設サービスを利用するにあたり、次の通り介護サービス利用契約を締結します。

記

（契約の目的）

- 第1条 本契約は、介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、及び機能訓練、その他の必要な医療を行うことにより甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を確保することを目的とします。
- 2 乙はサービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び本契約書末尾にその写しが添付されている、甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。

（契約の期間）

- 第2条 本契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了以前に甲が要介護認定区分の変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の認定有効期間満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了の2週間以上前までに、甲から更新拒絶の申し出がない場合、乙は甲に対し契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容で更新の意思が確認された場合には、その旨の確認書を取り交わし、本契約書末尾に添付します。
- 3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了以前に甲が認定区分の変更認定を受け、認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

（乙が提供できる介護サービスの内容と計画）

- 第3条 乙は、本施設の介護支援専門員に、甲のための施設サービス計画作成を担当させます。
- 2 担当介護支援専門員が、甲のための施設サービス計画を作成する際には、甲、甲の後見人、甲の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞き、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自立した日常生活を送れるように配慮します。
- 3 甲のためのサービス計画を作成・変更する際には、担当介護支援専門員が計画、または変更案の段階で、甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがないときは身元引受人）立会の上、同計画案を甲に対して説明し、同意を得ることとします。

（介護サービス内容）

- 第4条 乙は甲に対し、前条により作成された甲のためのサービス計画に基づき別紙「重要事項説明書」に記載の、各種介護サービスを提供します。
- 2 乙は甲に対し、前条により甲のためのサービス計画が作成されるまでの間は、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送れるよう配慮し、適切な各種介護保険サービスを提供します。

（利用料）

- 第5条 甲は乙からサービス提供を受けたときは、乙に対し別紙「重要事項説明書」の記載に従い、利用料自己負担分、ならびに居住費、及び食費を支払います。

（身体的拘束その他の行動制限）

- 第6条 乙は甲、または他の入所者等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、

甲に対し身体的拘束等により甲の行動を制限しません。

- 2 乙が甲に対し、身体的拘束等により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、甲に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。

またこの場合乙は、事前または事後速やかに、甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

- 3 乙が甲に対し、身体的拘束等により甲の行動を制限した場合には、第7条の介護サービス記録に次の事項を記載します。
- ① 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間、及び実施された期間
 - ② 前項に基づく乙の甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
 - ③ 前項に基づく甲の後見人または甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には、身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

（介護サービス記録）

第7条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 2 甲及び甲の後見人は、乙に対しいつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。甲に意思能力がなく、かつ後見人がいない場合には、必要に応じて甲の家族は前項の記録の閲覧・謄写を求めることができ、謄写の場合、乙は実費相当額を請求者に請求できます。

（甲の解除権）

第8条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日にこの契約は解除されます。

（甲の解除権）

第9条 乙が介護保険法等関連諸法令、及び本契約に定める債務を履行しなかった場合、または不法行為を行った場合には、甲は乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、申し入れ時に契約解除となります。

（乙の解除権）

第10条 乙は甲が次の各号に該当する場合には、3週間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- ① 甲が正当な理由なく、利用料その他甲が乙に対し支払うべき費用を2カ月以上滞納したとき
- ② 甲の行動が、他の入所者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- ③ 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする恐れが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき
- ④ 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

（契約の終了）

第11条 次の各号に該当する場合は、本契約は終了します。

- ① 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の2週間以上前までに甲から更新拒絶の申し入れがあり、かつ契約期間が満了したとき
- ② 要介護認定の更新において、甲が自立または要支援と認定されたとき
- ③ 甲において、介護サービス提供の必要性がなくなったとき
- ④ 甲が死亡したとき
- ⑤ 甲について病院または診療所に入院する必要が生じ、その病院または診療所において甲を受け入れる態勢が整ったとき
- ⑥ 甲について他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる態勢が整ったとき

(契約終了後の退院と精算)

第12条 この契約終了後、甲は直ちに本施設を退所します。

- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。
- 3 この契約の終了により甲が本施設を退所することとなったときに、乙はあらかじめ甲の受け入れ先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、医療機関もしくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命・健康に支障のないよう円滑な退院のために必要な援助を行います。

(秘密の保持)

第13条 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を保持します。

- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲、甲の家族または、身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、甲の家族または身元引受人に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第14条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに甲の後見人、甲の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 前項の場合において、事故が発生した場合は、乙は速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき、甲に重大過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

(サービスに関する苦情処理)

第15条 甲、甲の後見人、甲の家族または身元引受人は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載の苦情相談窓口にお問い合わせ、及び申立てることができます。その場合、乙は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無、及び改善の方法について甲に文書で報告します。

- 2 乙は甲、甲の後見人、甲の身元引受人から前項の疑問、問い合わせ、及び苦情申立てがなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益、差別的扱いもいたしません。

(サービスのチェック)

第16条 乙は、自治体オンブズマンから調査の申入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しみません。

- 2 自治体オンブズマンの発動が、甲またはその家族の申入れによるものであっても、乙は甲に対し、そのことをもっていかなる差別的取り扱いもいたしません。

(身元引受人)

第17条 乙は甲に対し、身元引受人を求めることができます。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。
 - ① 甲が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
 - ② 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
 - ③ 甲が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること

(契約に定めのない事項)

第18条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲の後見人、甲の家族及び身元引受人との間で協議の上、誠意を持って解決するものとします。

本契約を証するため、甲乙は署名または記名押印の上本契約書を2通作成し、各1通を保有します。

年 月 日

(入所者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住所

氏名

電話番号

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ上記署名を代行しました。

*この欄は、甲に筆記能力のみが欠けている場合に署名の代行を明らかにするためのものです。

住所

氏名

電話番号

甲との続柄 ()

(身元引受人)

私は、上記の契約につき説明を受け、身元引受人の責任ついて理解しました。

住所

氏名

電話番号

甲との続柄 ()

(事業者 乙)

本施設は、甲の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 滑川市清水町3番25号

名称 吉見病院 介護医療院 (医療法人社団 秀林会 吉見病院)

管理者 病院長(施設長) 林 則秀

電話番号 076-475-0861